

重要事項説明書

株式会社 Alife が設置する訪問看護ステーション 訪問看護ステーション元気アップ(以下「事業所」という。)は、利用者に対して、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業(以下「指定訪問看護等」という。)を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項をご説明します。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社Alife
主たる事務所の所在地	〒350-1162 埼玉県川越市南大塚二丁目5番地1
代表者(職名・氏名)	代表取締役 柴田 弘樹
設立年月日	平成26年9月9日
電話番号	049-293-9737

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション 元気アップ	
サービスの種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒350-1105 埼玉県川越市今成四丁目10-15	
電話番号	049-293-8407	
指定年月日・事業所番号	令和6年11月1日指定	
管理者の氏名	小島 由紀	
通常事業の実施地域	川越市	

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 休日:土曜日、日曜日 年末年始(12月29日～1月3日)。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
時間外及び緊急時 連絡等	営業時間外等の緊急な連絡は代表電話にお掛けください。電話が転送され当日担当の者が対応いたします。

4. サービス内容および利用料について

(1) サービス内容

- ①在宅看護(日常の健康管理のお手伝い等)
- ②外出看護(外出の付添い等)

③通院看護(通院の同行、入退院時のお手伝い等)

(2)職員の禁止行為

①利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

②利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受

③利用者以外の方に対するサービスの提供

④飲酒、喫煙、飲食

⑤身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命や身体を保護するためのやむを得ない場合を除く)

6 その他、利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

(3)サービスに係る利用料

サービス提供時間	1 時間	以降 20 分おき	時間外加算(30 分おき)
料金	9,000 円	3,000 円	1,000 円

※時間外は 8:00 以前および 18:00 以降になります。(30 分未満切り上げ)

5.その他費用について

(1)交通費

川越市を越えて行う訪問に要した交通費は別途請求させていただきます。また、有料駐車場を利用しなければならない場合には、別途駐車場代を請求させていただきます。また、有料駐車場がない等の理由により、やむを得ず交通機関を利用する場合は、実費ご負担いただきます。

(2)キャンセル料

サービス利用日の前日 17:00 まで 不要

サービス利用日当日の場合 1,000 円のキャンセル料を請求いたします。

6.虐待防止

①事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

②当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を年に 1 回以上開催し、その結果について 従業者に周知徹底を図ります。

④事業者は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止に関する責任者 : 株式会社 Alife 居宅介護支援事業所 元気アップ 和田正臣

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後もにおいても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

8.緊急時の対応について

事業所は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

9.事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。また、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償額は減額されます。

10.契約の解除について

(1)利用者は事業所に対して、7日間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でも、この契約の解約ができます。

(2)事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。

(3)次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。

- ① 事業所が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
- ② 事業所が守秘義務に反した場合
- ③ 事業所が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業所が破産した場合

(4)次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、これが支払われない場合
- ② 利用者またはその家族などが、事業所やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合

10.サービス提供に関する相談、苦情窓口について

事業所は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業所が提供したサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

○部 署 訪問看護ステーション 元気アップ サービス相談窓口

○電 話 049-293-8407

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30